

パート収入と税金・社会保険 103万円と130万円の壁

年末が近づくと、パート社員は収入が夫の扶養家族の範囲内に収まるかどうか、気になるところです。税金・社会保険がかかる年収のラインや、年収見込額などを早めに対象となる従業員に確認しましょう。

年収103万円は配偶者控除のライン

パートによる年収（給与収入のみで他に収入がない場合）が103万円以下であれば、次のようになります。

（妻）・・・収入に所得税は課税されない

（夫）・・・所得税の計算時に配偶者控除が受けられる



103万円以下でも住民税は課税される

収入が103万円以下であっても、100万円を超えていれば住民税が課税されます。また、年収100万円以下でも住民税（均等割）が課せられる自治体もあります。

141万円は配偶者特別控除のライン

妻の収入が103万円を超えると次のようになります。

（妻）・・・所得税が課せられる

（夫）・・・所得税の計算時に配偶者控除が受けられないが妻の年収が141万円未満なら、配偶者特別控除が受けられる（夫の収入が1000万円以下など一定の条件有）

130万円は社会保険のライン

ここからは、社会保険になります。夫の社会保険の扶養家族（被扶養者）になると同時に、第3号被保険者（要届出）として国民年金保険が免除されています。パートの収入が130万円以上になると、夫が加入する社会保険の扶養家族の範囲から外れ、妻本人が第1号被保険者として社会保険料を支払う必要があります。

年 収	パート本人（妻）の税金			夫の配偶者控除の適用		夫の社会保険の扶養家族の適用（ 2 ）
	所得税	住民税		配偶者控除	配偶者特別控除	
		所得割	均等割			
93万円以下	非課税	非課税	非課税		×	
93万円超 100万円以下	非課税	非課税	(1)		×	
100万円超 103万円以下	非課税	課税			×	
103万円超 130万円未満	課税	課税		×		(3)
130万円以上 141万円未満	課税	課税		×		×
141万円以上	課税	課税		×	×	×

1) 住民税の均等割については、収入が93万円、あるいは96万5千円を超えると課税される自治体があります。

2) 所定労働時間によっては、収入に関係なく、社会保険に加入しなければなりません。

3) 従業員501人以上の企業では、一定の条件を満たすと、収入が月額8万8千円以上であれば社会保険に加入しなければなりません。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山 45 番地の 1
TEL : (0532) 53-5333(代) FAX : (0532) 53-5118

[平成28年11月レターケース]